

### 女性の就農環境改善計画書

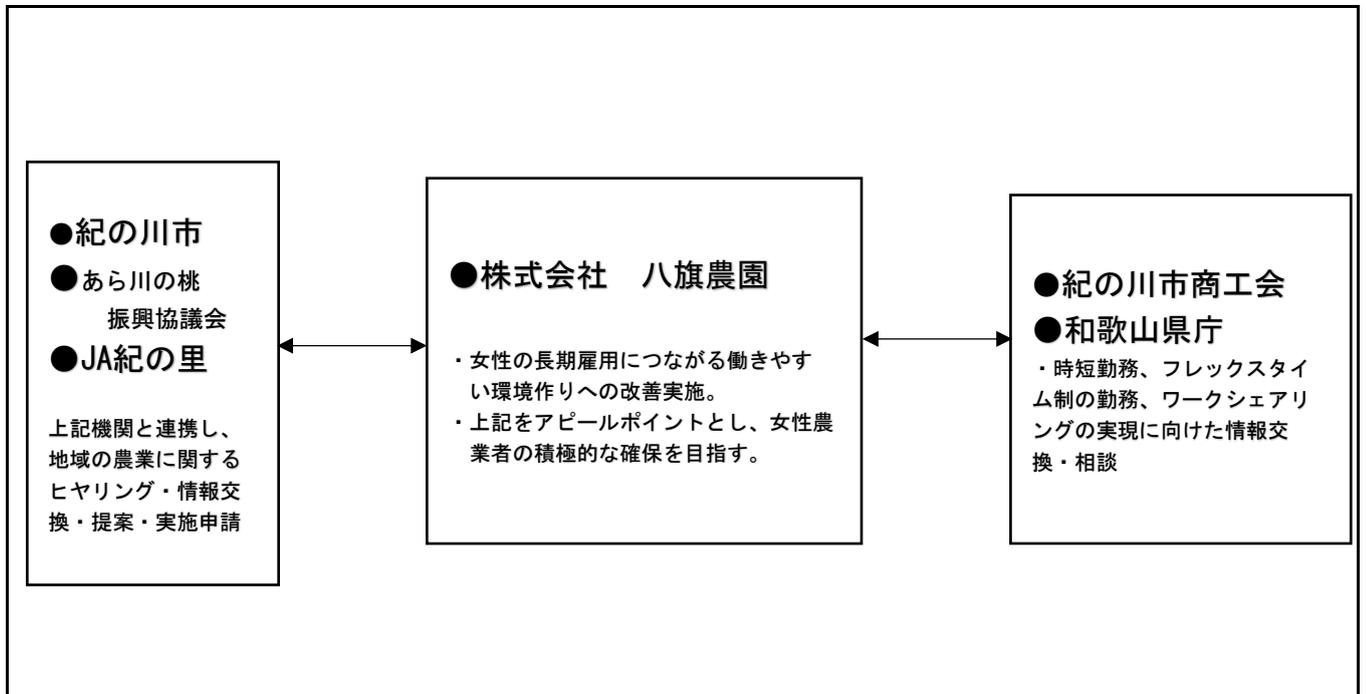
(令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性が働きやすい環境の整備支援))

#### 1 地域取組主体の概要

名称	株式会社 八旗農園	
所在地	〒649-6122 和歌山県紀の川市桃山町元266-3	
代表者	高平 昌英	
主な組織の事業内容(注)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容:「あら川の桃」の生産及び加工品の製造・販売</li><li>・従業員数:20名(うち女性8名)</li><li>・経営規模:480a(品目:あら川の桃)</li><li>・農業関連事業:加工品の製造・販売</li></ul>	女性農業者の人数: 人:6名

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

#### 2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

### 3 女性の就農環境改善のための取組計画

#### (1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

##### 【地域の女性農業者の課題】

「あら川の桃」は240年続く桃源郷で栽培される桃として全国に知られ、令和5年7月20日地理的表示(GI)保護制度に基づく、知的財産として国に登録されました。弊社はその地、和歌山県紀の川市桃山町であら川の桃の栽培を行っております。また、紀の川市は桃、いちご、はっさくなど全国・県内有数の生産量を誇るフルーツ王国でも知られ、弊社は桃の栽培に加え、本社敷地内に加工場を設け、紀の川市の規格外の果物を使用し業務用ピューレ、ジュースなど加工品の製造・販売 6次産業にも取り組んでおります。最近では大手コンビニエンスストア、百貨店、ホテルなど加工事業での取引も全国的に増えていき、次に目指すのは滞在型観光農園。農業を通し、地域への集客を図り「フルーツ王国 紀の川市を守りたい」そんな思いを持っております。

わたくしどもの地域では、高齢化が課題となりベテランの就農者は年々減少傾向にあります。一方でここ数年、新規就農者の希望者が増加傾向にあり、弊社は農林水産省管轄「農の雇用事業」を通じ新規就農者受け入れ農家として認定されております。今後、会社として販路拡大も見込まれる中、女性農業者の雇用を増やしていきたいが、まだまだ女性の労働に適した環境ではない為、積極的な求人・確保に乗り出せずにいる現状です。

##### 【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

女性従業員8名のうち、6名が畑部門・加工部門（繁忙時のみ）に平行して従事。本社勤務の女性も含め、女性従業員は敷地内の汲み取り式の仮設トイレ1基を男女兼用で使用しております。庫内は狭く臭いもあり、夏場にはコバエがわき、不衛生と使用を控え自宅にわざわざ帰る女性従業員もいます。アームカバーや手袋など入室の際の置き場もなく、手洗い場も別場所の簡易水道で不便であり現場からも日々改善の声が多い現状です。

昨年、農林大学校より新卒の農業者2名を農の雇用事業を通じ採用、うち1名女性の新卒雇用はこれまでで初めてです。今後も地域の農業を担っていく若手農業者を積極的に受入強化したい、また、また日々活躍してくれている在籍中の女性農業者の定着も安定させていきたい。そこで、男女別の水洗トイレを設置することで、求人の際に環境面の良さをアピールし女性の雇用を増やすことができ、プライバシーの確保と安心して働きやすい環境も提供できると考えます。

##### 【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

女性は情報能力が高く、加工事業では特に女性ならではのきめ細やかな視点、消費者目線、アイデアは会社の大きな武器となり、世間の需要に当てはまる商品開発を生み出す力に長けていると思います。女性が働きやすい環境整備を行い、女性農業者の価値を高め地域の魅力を世の中により発信していきたいと考えております。

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	⑤ 託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者 (注3) の人数	備考
②男女別トイレ	R6.9	農産物加工工場・畑 従事者休憩室 横	1	6名	
計			1	6	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

#### 4 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組 (注)

時期	取組内容・回数	備考
4月	・女性が働きやすい環境の整備に向け、社内ミーティングで共有事項、設備に関する管理方針を決定 ・インスタなど女性従業員が担当しSNS発信（目標 1週間毎に更新）	
5月	・働くママさん向け就農相談会を実施（紀の川市主催） ・スタッフ同士の交流会（半年に1回 1回目）	
6月	・役員と女性従業員との個別面談（6月、1月の年2回） ・町の広報誌、ハローワークを通じ求人掲載 1回（通年） ・農林大学校の学生研修受け入れ（2週間現地実習）	
10月	・県、市、JA、地域農家との情報交換（3ヵ月毎）	
12月	・スタッフ同士の交流会（半年に1回 2回目）	
1月	・市、農業組合（JA）、商工会と連携し、広報誌、ポスターなどで農業体験の希望者を募集し開催。（年1回 定員制）	

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容(例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など)を記載すること。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

#### 5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	3	人
	事業実施翌年度	2	人
	合計	5	人
(女性農業者の新規確保人数の内訳)			
自営農業就業者 人、雇用就農者 2人、 アルバイト等 3人			

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。